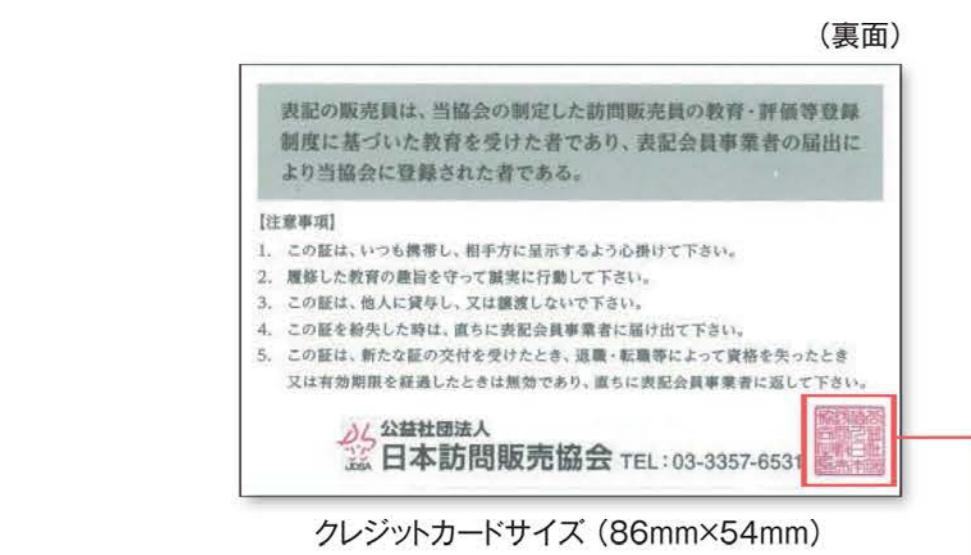
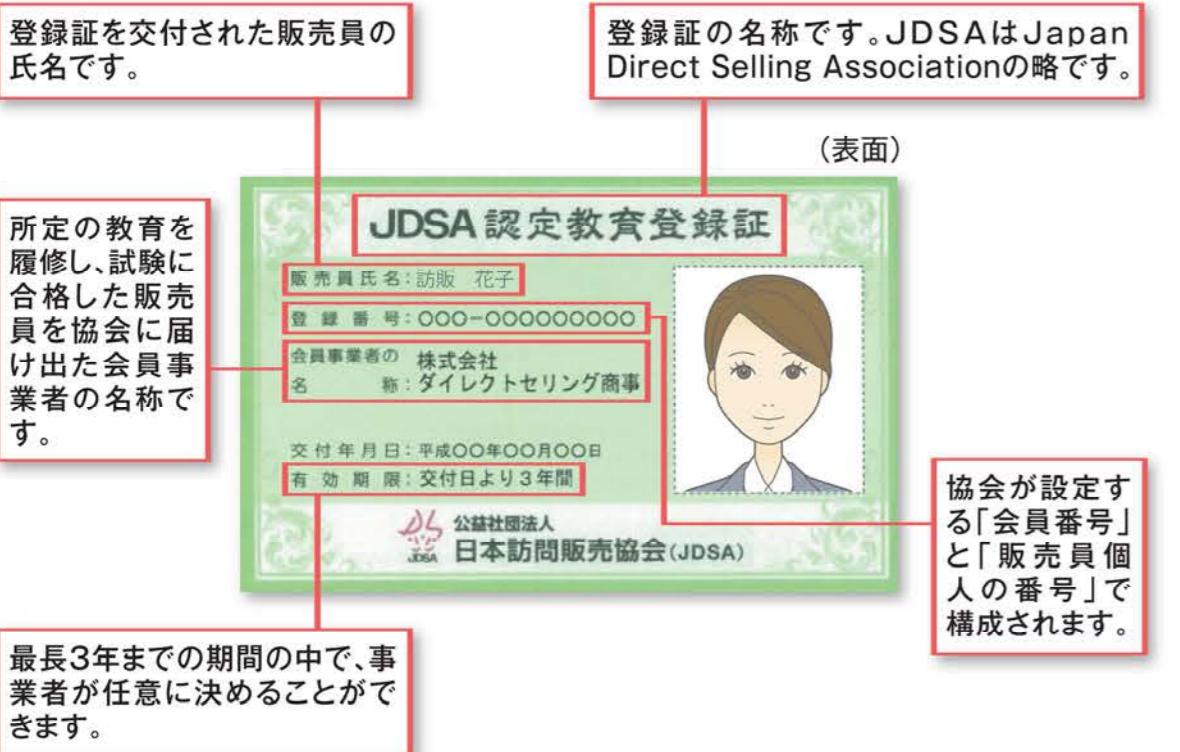


## 販売員の登録制度があります。

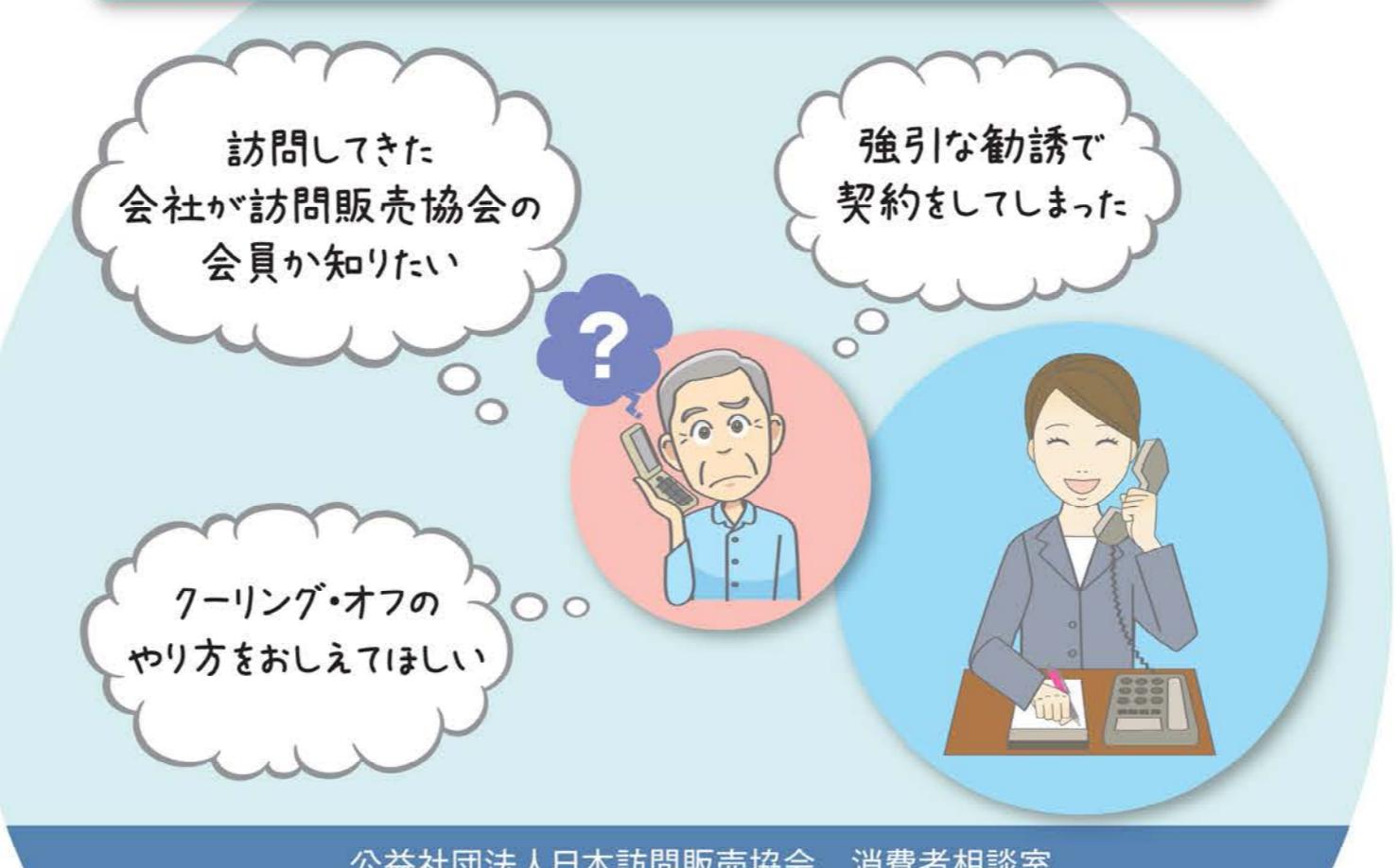
公益社団法人日本訪問販売協会(JDSA)では、法律やセールスマナー等の教育を受け、試験に合格した販売員に「JDSA認定教育登録証」を発行しています。訪問販売を利用する上での目安にしてください。万一、登録販売員や当協会加盟の企業に対するご相談などがあれば「訪問販売ホットライン」へご連絡ください。



## 訪問販売ホットライン（消費者相談室）

訪問販売に関するご相談・お合わせは…

### 訪問販売ホットラインへ



**0120-513-506**

午前10時～12時／午後1時～4時30分  
(年末年始・土日祭日除く)

- 消費生活アドバイザーの資格を持つ相談員がご相談・ご質問にお答えします。
- ご相談・ご質問は無料です。
- フリーダイヤルなので通話料金もかかりません。



知つ得!!

とく  
納得!?

# 訪問販売



公益社団法人 日本訪問販売協会  
Japan Direct Selling Association



## 訪問販売とは？（法律上の定義）

店舗や営業所以外の場所で商品等を販売します。具体的には以下のようなケースです。

- 「ごめんください」と自宅に販売員がやってくる
- 友人のお宅やファミレス・喫茶店などで勧められる

また、店舗や営業所などで契約した場合でも訪問販売となるケースもあります。

- 「あなただけ特別」などと言って呼び出される
- 駅前や路上などで声をかけられ連れて行かれる

## 訪問販売の法律（ルール）

訪問販売を行う事業者が最低限守らなければならない法律があります。

その法律（特定商取引に関する法律）に違反した事業者には罰金や懲役といった厳しい罰則が科せられることもあります。

主な規制としては…

### ① 氏名等の明示義務

訪問販売を行う事業者は、まず「会社名」「商品等の種類」「訪問の目的」を正しく告げなければなりません。勧誘をしても良いか？たずねる努力も求められます。

### ② 再勧誘の禁止

消費者に断られたら、事業者はそれ以上勧誘を続けたり、再度訪問して勧誘することはできません。

### ③ 申込（契約）書面の交付義務

契約の申込みを受けたり、契約を締結した場合には、その内容を記載した書面を消費者に渡さなければなりません。書面に記載しなければならない事項も決められています。

### ④ クーリング・オフ制度

訪問販売には、契約後、消費者の方から無条件で契約の解除（申込みの撤回）ができる制度があります。契約を解除できる期間は申込（契約）書面を渡された日から8日を経過するまでの間です。

### ⑤ 禁止行為

嘘や押しつけ、販売目的を隠して営業所等に誘うことは禁止されており、違反すれば罰則もあり得ます、その他にも消費者に迷惑を覚えさせる行為など様々な禁止行為が規定されています。

### ⑥ 過量販売規制

訪問販売で、通常必要とされる分量を著しく超える商品等を契約した場合は、契約日から1年間は消費者の方からその契約を解除することができます。

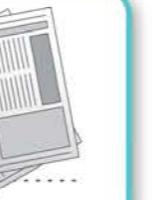


## こんな訪問販売に注意!!



### こんな事例があります CASE1

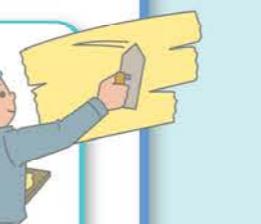
1年前に「とるのは1年先で良いから」と頼み込まれて新聞の購読契約をしました。今月から配達が始まっています。契約のことを思い出したけど、1年も前の契約が有効なの？



「1年も前のこと…」と思ってしまうかもしれません。1年経ったからといって契約が無効になるわけではありません。それどころか、1年も前の契約ではクーリング・オフによる契約解除ができる期間も過ぎてしまっています。断り難くとも、その時「必要ない」と思った契約はしない方が良いでしょう。

### こんな事例があります CASE2

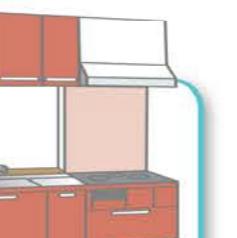
近所で工事があると言つて挨拶に来た業者に勧められて、屋根と外壁の補修工事を契約しました。翌日、息子に契約のことを話すと「高額過ぎる」と反対されたので、業者に電話をして「やっぱり工事をやめたい」と申し出たところ、「既に材料の手配をしてしまった」と言って解約に応じてくれません。



住宅リフォームなどは他の業者からも見積りを取り、できればご家族や周りの人にも相談し、比較検討した上で決める方が良いでしょう。また、契約書等をもらった日を含めて8日以内であれば、仮に工事をしてしまった後でも、クーリング・オフによる契約解除をすることができます。

### こんな事例があります CASE3

浄水器の点検と言うので自宅に上げたところ、新しい浄水器を設置するよう勧められました。「家族に相談したい」と断ったのですが、執拗に勧誘されて契約してしまいました。



「点検」と言って消費者にドアを開けさせ、勧誘を行うことは法律違反となります。また、断っても勧誘を続ける行為も法律違反です。そのような業者と契約してしまった場合にはすぐに最寄りの相談機関に相談しましょう。当協会の消費者相談室でも結構です。

### 注意ポイント



## 訪問販売のクーリング・オフ制度

「訪問販売で勧められて良いと思い契約してしまったけど、後で考えてみると、やっぱりやめておけば良かった…」

そんなときは、クーリング・オフという制度で、契約した後でも一定期間であれば無条件で契約の解除ができます。

### 知つ得知識①

クーリング・オフができる期間は、契約の書面（又は申込の書面）を受け取った日から8日を経過するまでです。

### 知つ得知識②

クーリング・オフされた事業者は、消費者に損害賠償や違約金、商品の使用料などを請求することはできません。

### 知つ得知識③

既に消費者が商品を受け取っている場合にその商品を事業者に返すときの費用は事業者が負担しなければなりません。

### 知つ得知識④

化粧品や健康食品など一部の消耗品を除いて「使った商品」もクーリング・オフできます。住宅リフォームや害虫駆除なども既に施工済みであってもクーリング・オフできます。

### 知つ得知識⑤

クーリング・オフをしたいときは、消費者は事業者に書面（郵便はがき等）で通知をする必要があります。クーリング・オフの書き方は以下のとおりです。わからないときは当協会の消費者相談室（訪問販売ホットライン）や最寄りの消費生活センターにご相談ください。

郵便はがき
切手
□□□ □□□
○ ○ 販売株式会社
○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番地
○ ○ 自分の住所
○ ○ 自分の氏名
御中
□□□□□

右の契約を解除いたします。
● ● 契約（申込み）年月日
● ● 商品名
● ● 担当者名
平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証拠としてコピーを取り、郵便局の窓口から簡易書留か特定記録郵便で出しましょう！

支払いをクレジットしている場合は、信販会社にも出しましょう！

